

**試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額及び
比較試験研究費の額の計算に関する明細書**

1 記載要領

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第 1 項又は第 4 項若しくは令和 3 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

- (1) 「①」及び「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前 3 年以内に開始した各年分を記載します。
- (2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。
- (3) 「③」及び「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。

（注）「月数」は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数は 1 月とします。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第 10 条、旧措法第 10 条